

食品業者の方へ ～営業許可証等の掲示について～

Q 営業許可証は掲示する必要がありますか？

掲示する必要があります。

Q 店舗のどこに掲示すればよいのですか？

利用者の方が確認できるように、店舗の中（例えば、入り口付近やレジ付近等利用者の方が見えやすい場所）に掲示してください。

Q 掲示する許可証はどのようなものですか？

具体的には営業許可証，営業許可証明書，許可済証（ステッカー）です。営業許可証は食品衛生法の規定に基づき許可を受けた際に交付するものです。許可済証は自動販売機及び移動販売車による営業の場合に交付するステッカーです。営業許可証明書は営業許可証を紛失等した場合に交付するものです。

Q 掲示する場合において、注意することとは何ですか？

個人業者の場合、住所と生年月日は明示しないことができます。

Q 許可証を紛失してしまった場合にはどうすればよいですか？

営業許可証について再発行はしておりません。営業許可証明書の交付を受け、営業許可証明書を掲示してください。なお、交付の際には手数料がかかります。

Q 自動販売機や移動販売車による営業の場合も許可証を掲示しなければなりませんか？

自動販売機，移動販売車による営業の場合は，許可証の代わりに，許可の際に交付する許可済証（ステッカー）を自動販売機及び移動販売車に貼付してください。営業許可証は大切に保管しておいてください。

Q 許可証の記載事項に変更があった場合にはどうすればよいですか？

営業許可証について書換えはしておりません。営業許可記載事項に変更がある場合は，変更手続きを行ってください。変更後，営業許可証明書の交付を受け，営業許可証明書を掲示してください。なお，交付の際には手数料がかかります。